

資料編

1 笠松町総合計画審議会 諮問・答申

(1) 笠松町第6次総合計画の策定について 諮問

笠企第235号
令和2年8月3日

笠松町総合計画審議会 会長 様

笠松町長 古田 聖人

笠松町第6次総合計画の策定について（諮問）

笠松町第6次総合計画の策定に際し、笠松町総合計画条例（令和2年笠松町条例第13号）第9条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(2) 笠松町第6次総合計画の策定について 答申

令和3年2月3日

笠松町長 古田 聖人 様

笠松町総合計画審議会
会長 大成 利広

笠松町第6次総合計画の策定について (答申)

令和2年8月3日付け笠企第235号によって本審議会に諮問のあった標記の件について、慎重に審議した結果、笠松町第6次総合計画(案)を別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、まちづくりの将来像である「清流木曾川に抱かれた『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる創造文化都市」の実現に向け、この計画に掲げた各種施策の着実な実施を求めるとともに、下記の事項に十分配慮し、最善の努力をされるよう要望します。

記

1. 本計画の趣旨や内容を住民に分かりやすく情報発信するとともに、計画内容の進捗よくを随時把握、公表し、広く住民の理解と協力を求め、住民参画と協働によるまちづくりを進めていただきたい。また、各種施策の推進にあたっては、行政、関係機関が多様性を受け入れる寛容性を持ち、互いに支え合い尊重し合える共生社会の実現に向け、取り組んでいただきたい。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により私たちの日常生活が大きく変わり、町をとりまく社会情勢の先行きが不透明な中、「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」の新たな社会を見据え、長期的な展望のもと各種施策の見直しを柔軟に行い、時代に即した的確な施策展開を図るとともに、健全な行財政運営を進めていただきたい。
3. 人口減少の進行が予想される中、本計画目標年次(令和12年度)の将来人口目標22,000人の達成に向け、町の資源、特色を活かした“にぎわい”と“癒し”のまちづくりを進め、人口減少の抑制、移住人口の増加を図り、人々がつどう活力ある地域社会を形成していただきたい。
4. まちづくりの課題に即したSDGsに繋がる取り組みを進め、行政として果たすべき役割や使命を実行していただきたい。
5. 共通した課題の解決に向け、より効果が期待できる施策については、国や県からの支援も得ながら、積極的に周辺自治体等との連携を推進していただきたい。

2 笠松町総合計画条例

令和2年6月22日
条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本理念及び将来像並びにその実現に向けた基本的な方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するため、各施策の基本方針及びその方向性を体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示した方針を計画的かつ効果的に実施するための具体的な事業を示すものをいう。

(策定方針)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の最上位計画として、総合計画を策定するものとする。

2 町長は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の実情、社会情勢の変化等を踏まえ、総合計画を策定するものとする。

3 町長は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に基づくまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「地方創生総合戦略」という。）と一体的な計画として、総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会)

第4条 町長の附属機関として、笠松町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

3 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町議会議員
- (3) その他町長が必要と認める者

4 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の所掌事務)

第5条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合計画の策定に関する事項
- (2) 総合計画の変更及び検証に関する事項
- (3) その他総合計画に関し、町長が必要と認める事項

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画環境経済部において処理する。

(審議会への諮問)

第9条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第10条 町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第11条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(笠松町総合計画審議会条例及び笠松町地方創生総合戦略審議会設置条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 笠松町総合計画審議会条例(昭和55年笠松町条例第17号)

(2) 笠松町地方創生総合戦略審議会設置条例(平成27年笠松町条例第17号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定されている総合計画及び地方創生総合戦略は、この条例の規定により策定された計画とみなす。

(委員の任期の特例)

4 この条例の施行日以後、最初に委嘱された審議会の委員の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

(笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年笠松町条例第6号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

3 笠松町総合計画審議会 名簿

委員区分	委員氏名	選出団体・役職等
有識者	伊藤 久美子	母子保健推進員 代表
	○岩井 弘榮	羽島郡二町教育委員会 教育委員
	岩田 壽	農業委員会 会長
	内田 昌孝	笠松町商工会 青年部 部長
	◎大成 利広	岐阜聖徳学園大学 経済情報学部 教授
	岡田 悠子	笠松町商工会 会長
	片山 良彦	羽島郡医師会 副会長
	川合 毅 (二村 浩)	十六銀行笠松支店 支店長
	久納 万里子	笠松町男女共同参画推進懇話会 会長
	小島 健司	笠松町子ども会育成協議会 会長
	田村 文子	民生委員・児童委員協議会 会長
	樋口 史子	ぎふ羽島ホームニュース
	古澤 哲男	笠松町社会福祉協議会 会長
	堀場 周史	羽島郡 PTA 連合会 顧問
	山田 忠正	笠松町町内会連合会 会長
町議会議員	伏屋 隆男	笠松町議会 議長
その他町長が 必要と認める者	カラギョル 美佐子	住民
	高島 久美子	住民

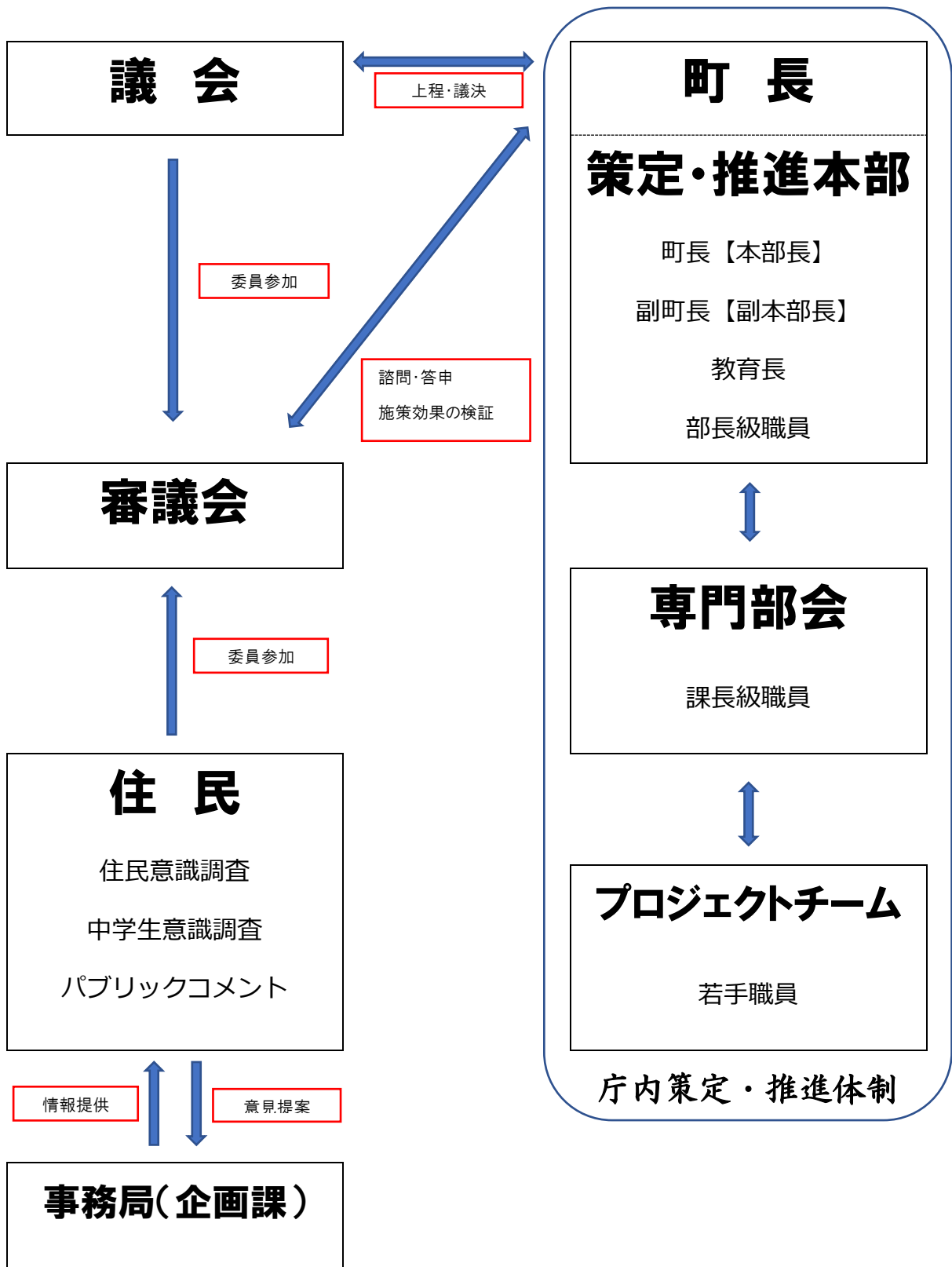
◎会長 ○副会長 (敬称略)
※委員区分別、50音順



4 笠松町第6次総合計画策定の経過

月 日	内 容
令和2年	
7 月 9 日	第1回笠松町総合計画策定・推進本部会議
7 月 ~ 8 月	住民意識調査・中学生的意識調査
8 月 3 日	第1回笠松町総合計画審議会
8 月 ~10 月	専門部会による現行事業・方向性の確認
8 月 ~12 月	プロジェクトチームによる重要課題の検討
10 月 5 日	第2回笠松町総合計画審議会
12 月 1 日	第2回笠松町総合計画策定・推進本部会議
12 月 4 日	第3回笠松町総合計画審議会（プロジェクトチーム研究発表）
12 月 ~ 1 月	パブリックコメントの実施
令和3年	
1 月 27 日	第3回笠松町総合計画策定・推進本部会議
2 月 3 日	第4回笠松町総合計画審議会
3 月 17 日	笠松町第6次総合計画・基本構想の議決

5 第6次総合計画 策定体制



6 笠松町総合計画の変遷

名称と将来像 (基本理念)	計画期間と 人口の設定	基本施策
笠松町総合計画 清流木曽川に抱かれた住 みよい豊かな商工業都市	昭和 50 年度から 昭和 59 年度 人口設定 26,700 人	1 繊維部門を中心とした商工業振興の町 2 農業の緑と木曽川の自然が調和した憩いある町 3 知性豊かな教育文化の町 4 希望に満ちた福祉の町 5 住みよい清潔な環境の町
笠松町第 2 次総合計画 清流木曽川にいだかれ こころ豊かな連帯社会	昭和 56 年度から 平成 2 年度 人口設定 23,600 人	1 自然と調和し安全で快適に暮らせるまち 2 健康で安心して暮らせるまち 3 生きがいある生活を支える産業振興のまち 4 生活文化を高めこころ豊かに暮らせるまち
笠松町第 3 次総合計画 木曽の清流にいだかれた 個性豊かな生活文化都市 人・自然・文化の調和 ～“静”から“動”への プロローグ～	平成 3 年度から 平成 12 年度 人口設定 26,000 人	1 生きがいと安らぎのあるまちづくり 2 活力と個性のあるまちづくり 3 快適でうるおいのあるまちづくり 4 心の豊かさと文化のかおるまちづくり
笠松町第 4 次総合計画 清流木曽川に抱かれた 個性豊かな生活文化都市 ～にぎわいが育む きらめく未来～ (基本理念) “調和”を大切にしまち づくり	平成 13 年度から 平成 22 年度 人口設定 23,000 人	1 快適で暮らし心地のよいまち 2 温もりとやさしさに包まれたまち 3 学び活動する元気なまち 4 にぎわいと交流を育むまち 5 パートナーシップによるまち
笠松町第 5 次総合計画 清流木曽川に抱かれた “ひと・まち・自然”輝く 創造文化都市 (基本理念) “個性”を活かし“調和”を 大切にしまちづくり	平成 23 年度から 令和 2 年度 人口設定 22,500 人	1 いのち輝く優しいまち 2 障害にわたって楽しく学べるまち 3 人がつどう活力あふれるまち 4 便利で快適な住みよいまち 5 安全で安心して暮らせるまち 6 共に築き上げる協働と信頼のまち

※笠松町総合計画は急変する社会情勢により、新しい視点で計画を見直すことが必要になり、昭和 56 年 3 月に第 2 次総合計画が策定された。

7 パブリックコメントで寄せられた意見

(1) 意見募集結果

実施時期	令和2年12月17日 から 令和3年1月15日まで		
意見提出状況	提出者数	7	人
意見提出方法	郵送	0	人
	ファクシミリ	1	人
	電子メール	1	人
	直接持参	5	人

(2) 意見の内容

●基本計画について

No.	いただいたご意見の要旨	笠松町の考え方
基本方向1 めくもりと笑顔あふれる思いやりのまち について		
1	低料金で借りられる町営住宅を設置してもらいたい。	町内での公営住宅の整備計画はありませんが、「地域福祉の推進」に関する施策の中で、「生活支援体制の充実」を図り、誰もが支え合いながら暮らしていける地域共生社会の実現に向け、取り組んでまいります。
2	高齢者の健康維持のため、公園や空き地を利用して屋外健康器具を設置してはどうか。	誰もが心豊かな生活を送ることができるよう、健康づくり支援に努めることは重要であり、「生涯を通じた健康づくり」に取り組む中で、屋外健康器具設置を検討してまいります。なお、みなと公園や福祉会館、蘇岸築堤記念碑公園に健康ベンチを設置しております。
3	高齢者の「地域デビュー」を推進する内容を入れてはどうか。 ①「WAI WAI カフェ」少人数グループでカフェにいる気分で何でも話し合いができるようなグループに対する支援 ②「高齢者の生きがいづくり」2世帯・3世帯同居の推奨と支	高齢者がより一層活躍できる社会の実現のため、「高齢者福祉の推進」に関する施策の中で、「時代に合った高齢者の地域での活動や生きがいづくりの推進」の取り組みにおける具体的な事業として検討してまいります。

	援、健康寿命向上のための「軽スポーツ」の推奨と継続支援 ③「高齢者の地域参加」地域参加の意義とチャンスづくりの支援、地域デビュー講座の開講とボランティア活動の推奨と継続支援	
基本方向2 未来へ繋ぐ心豊かな人づくりのまち について		
4	生涯学習講座を増やし、軽スポーツを含め、多種多様な講座を実施してはどうか。	生涯学習講座は、生活に潤いと楽しみを与え、多くの人とふれあう機会を提供する場であり、「ライフステージや学習ニーズに応じた多様な学習機会の提供」を図り、広く多くのかたに興味を持っていただけるような「生涯学習の充実」に取り組んでまいります。
5	空家や笠松小学校の空き教室を利用してギャラリーを設置し、文化のまちを発信してはどうか。	住民が気軽に文化にふれる機会を増やすため、「歴史・文化の継承と活用」に関する施策の中で、「文化を活かした住民活動の活性化」や「文化を活かしたまちづくりの推進」の取り組みにおける具体的な事業として検討してまいります。
基本方向3 にぎわいと活力あふれる創造のまち について		
6	笠松競馬場について、別の組織ではあるが、町の象徴であり、計画に掲載すべきではないか。	笠松競馬場につきましては、重要な「地域資源」のひとつと位置づけ記載しており、「町の資源を活かした魅力づくり」の取り組みの中で、より一層の連携強化を図り、魅力発信に努めてまいります。
7	にぎわいを創出し、生活を楽しむ。防災で安心なまちの基盤として、旧名鉄東笠松駅周辺及び三角駐車を整備して「リバーサイド横丁笠松（仮称）」を創設してはどうか。	町の資源を活かした魅力づくりを進めるため、「観光・イベントの推進」に関する施策の中で、「リバーサイドタウンかさまつ計画の推進」の取り組みにおける具体的な事業として検討してまいります。
8	地域コミュニティ活動（資源ごみ当番、町内一斉清掃など）について、体の不自由なお年寄り・共働き家庭・子育て中の家	町内会は地域の中心的組織として活動し、地域の助け合いや社会教育の場としての機能を担ってきましたが、近年の多様化するライフスタイルや価値観により町内会離れが進んでいる状況でもあります。「コミュニティづくりに向けた意識づくり」に取り組む中で、幅広く様々

	庭にとって負担が大きいいため、完全自由参加にしてほしい。	な世帯の方が町内会活動へ理解し参加できるよう、町内会へ社会情勢を踏まえた活動の見直しを働きかけてまいります。
9	広報等で各方面のスキル、技能、趣味、特技等を有する方を募り、ボランティア講座を開設し、町民のスキルアップを図る。	意欲のある豊かな経験を持った多様な方々が活躍できるようバックアップすることは今後のまちづくりに重要と考えています。「まちづくり活動を担う人材の育成」と「まちづくり活動を支援する体制の整備」を図る中で、住民による自主的なまちづくり活動が積極的に進められるよう取り組んでまいります。
10	人口ビジョンの達成のためには、ベッドタウンとして転入者数を増やす必要がある。	令和12年度の将来人口22,000人の達成には、転入者数を増やすことに加え転出者を減らすことも重要だと考えています。「にぎわいと活力あふれる創造のまち」の各施策を展開する中で、「移住定住の促進」や「町の資源を活かした魅力づくり」に向けた取り組みを実施してまいります。
基本方向4 便利で快適に暮らせるやすらぎのまち について		
11	下羽栗地域には、みなと公園や運動公園のような、子どもたちが平日に遊べる公園がないため、公園の整備をしてほしい。	公園整備については、町の魅力を最大限に発揮し、快適に生活できる利便性を備えた空間を目指し、「土地の計画的な有効活用」や「うるおいのある景観づくり」に取り組む中で、「持続可能な財政運営の推進」を踏まえて今後検討してまいります。
12	今デマンド交通を取り入れても、利用者数が減少するうえ、経費も減少しないことから、削除すべき。	高齢者などの交通弱者の移動手段として公共交通の二一ズは、今後ますます高まり多様化するものと認識しています。「公共交通体系の充実」に関する施策を展開する中で、デマンドバスの実証実験の実施や公共施設巡回
13	巡回町民バスのバス停をスーパー等の商業施設に設置することで、利便性の向上を図る。これにより、定住促進等のPRにもなる。	町民バスの商業施設への乗入れの検討など、総合的で効率的な公共交通の実現に向け取り組んでまいります。
14	新たに建設されるごみ処理場の今後について明示されるべきではないか。	次期ごみ処理施設については、「循環型社会の構築」に「ごみの焼却処理は～早期に経済性の優れた施設の建設、運営を行うことが必要」と記載しております。現在、「次期ごみ処理施設整備基本計画」を岐阜羽島衛生

		施設組合の構成市町で策定し建設着工の準備をしており、今後も情報開示に努めてまいります。
基本方向6 「官」「民」協働で築き上げる持続可能なまち について		
15	団体（老人会、町内会など）への補助金は、一部の人のためではなく、例えば資源ごみ回収の業者委託など、どの家庭にも還元されるような税金の使い方をしたい。	行政と地域住民の「住民協働」による行政運営の推進には、行財政の説明責任がより一層求められます。「透明性の高い計画的な財政運営」の中で、補助金の使途の適正化に努めるとともに「積極的な行財政情報の公開」により行財政の透明化を図ってまいります。
16	「公共施設総合管理計画」に基づき、長期的な視点で公共施設の更新、統廃合を進める必要があるとされているが、この10年間に更新時期を迎える公共施設一覧を示し、改めて対処方針を明示するべきではないか。 また、笠松小学校の空き教室の活用についての協議会を設置する必要があるのではないか。	公共施設の多くは老朽化が進んでおり、修繕費用をはじめ、維持管理にかかる財政負担は増大しつつあります。「効率的・効果的な行政運営の推進」として「『公共施設等総合管理計画』の適正な推進」に取り組む中で、各施設の個別計画についても策定してまいります。また併せて、空き教室をはじめとした公共施設の効率的な活用についても検討してまいります。

笠松中学校 1 年 1 組の生徒から、総合的な学習（若鮎）の時間の「学級独自活動」において検討し、ご意見をいただきました。これらのご意見は、各施策の中で検討をしております。

いただいたご意見

- ・基本構想、基本計画、実施計画という構成に賛成である。新型コロナウイルス感染症により新たな生活様式への転換があり、社会への不満がたまっている中、まちづくりの基本理念や将来像を明らかにすることで、町民が一丸となって動き出すことができる
- ・社会潮流で、新型コロナウイルス感染症に対して柔軟に対応していくという記載があるのは良いと思う
- ・SDG s の普及をしてほしい
- ・SDG s 11「住み続けられるまちづくり」について、総合的な防災・災害時対策の推進、火災予防・消防体制の整備、救急救助体制の整備、犯罪を未然に防ぐ環境づくり、地域防犯活動の育成、交通事故を防止する環境づくり、住民主体の交通安全活動の促進 の7項目がとても良いと思った
- ・健康相談、高齢者に関する相談や情報提供、各年齢に応じた健診の実施について、住み続けたいと思えるよい事業だと思った
- ・障がいのある方が相談できる場所が増えると良い
- ・高齢者がいきがいを持てるよう、支援体制の強化、職業訓練を実施や、安全にスポーツが楽しめる施設の整備をしてほしい
- ・町内に買い物ができる場所が増えると良い
- ・公園の整備に賛成です。乳児や幼児が遊ぶ場所を作ってほしい
- ・横断歩道で旗当番の方がいるのありがたい
- ・環境問題に取り組むことは良いことだと思う
- ・防災への取り組みに賛成である。「防災訓練」を強化し、AED や IC カードを普及してほしい。防災グッズを配ったり、避難時に必要な物を載せた広告を町中に貼ってはどうか
- ・SDG s への取り組みをどんどん進めてほしい
- ・義務的経費を抑制しなければならない財政状況であるならば、人工知能などの先端技術を使っていくことには賛成できない。今日を生きることが大変だという方々への対策があり、町全員が幸せでいられるというならば先端技術を使ってもよいと思う
- ・先端技術を駆使すると、助け合い・思いやりがあふれる町ではなくなるかもしれない、高齢者の方は使い方がわからないことも考えられるので、先端技術を駆使することには反対です
- ・義務的経費の抑制など、税制基盤の向上に努めるという意見に賛成である

